

第三十七号議案

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区新川さくら館の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区新川さくら館	中央区日本橋室町一丁目四番一号	株式会社三越環境ビル管理 代表取締役 飯嶋 庸夫	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区新川さくら館の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。